

契約（有償用）

様式第2号の1(第3条関係)

「ひこにゃん」商標の通常使用権設定契約書(有償用)

彦根市許諾(有償)第 号

年 月 日

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

上記の商標権について、下記の通常使用権を設定することを契約します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使用するデザイン (該当する項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 図形のみ <input type="checkbox"/> 写真のみ <input type="checkbox"/> 図形と写真の両方
商品の名称	
① 販売小売価格 (税込み)	円
② 生産予定数	
③ 販売金額合計 (①×②)(税込み)	円

2 使用対価

(1) 商品の対価の額(使用許諾料)(1円未満は切捨て)

[a (③×0.03) b (③×0.03×) c (③×0)] を適用

円

(2) 商品の証紙代 [a (②×1円) b (②×0円)] を適用

円

(3) 商品の支払合計 [(1) + (2)]

円

3 使用許諾の条件

今後、変更契約および延長契約される際に、有償となる場合があります。

(裏 面)

4 支払方法等

(1) 支払の方法

下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は通常使用権者の負担とする。
振込口座

滋賀中央信用金庫 彦根営業部

普通預金 口座番号 0610814

名義 預り金口 弁護士 多賀安彦 (アズカリキングチ ベンゴシ タガヤスヒコ)

(2) 支払時期

年 月 日限り(厳守)

5 使用上の遵守事項

- (1) 商品には、証紙を張り付けること。ただし、商品の性格上直接張り付けることが難しいものについては、市と協議の上、証紙の印影の直接印刷等を行うこと。
- (2) 証紙(直接印刷等をした場合を含む。)は、契約書に記載している枚数のみを適正に使用すること。万一、偽造などの不正使用が発覚したら、直ちに契約を解除するとともに、法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。
- (3) 要綱第9条第2項の規定により、市が証紙を交付しないときは、商品に使用許諾番号を明示すること。ただし、商品の性格上明示することが難しいものについては、市と協議の上、代替措置を執ること。
- (4) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (5) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (6) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (7) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (8) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または商品等を提出すること。
- (9) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (10) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(有償用)(別記様式第4号の1)を市長に提出すること。
- (11) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (12) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (13) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

(通常使用権者)

住 所 (所在地)

氏 名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)

㊞

(商標権者)

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

(商標権者代理人)

滋賀県彦根市立花町2番2号 三番町ビル3階

弁護士 多 賀 安 彦 ㊞